



2019年 第5号 ご挨拶

今回ご紹介する「中国フィンテック 50」に選ばれた会社の約 7 割が設立後 10 年以内のスタートアップ企業で、ビッグデータ、機械学習、ブロックチェーン、自然言語処理、クラウドコンピューティング、モバイルコンピューティングなどの技術を活用した事業展開をしています。フィンテックの加速は中国金融業の発展を推進しましたが、革新がもたらす挑戦とチャンスは常に共存しています。

また、中国政府は国民の税負担の軽減を通じて国内消費を下支えするとともに、高度な技能を有する人材を中国に引き付けることでより付加価値の高い産業を育成することを通じて安定的な経済成長を実現するべく、大型の減税策を柱とする税制改正の一環として個人所得税法の改正を行い、2019 年 1 月 1 日（一部 2018 年 10 月 1 日より先行適用あり）より新しい個人所得税法が施行されるとともに、関連する実施条例・通達が公表されています。

KPMG 中国 GJP 中国総代表 高部 一郎

1. 2018 中国フィンテック 50（第 3 版）

今年で第 3 回となる KPMG 中国が選定したフィンテック上位 50 社に関する報告書です。本年の選考過程では、スマートファイナンスに代表される新しいフィンテックイノベーションの波を確認できました。過去数年の持続的な普及を経て、ビッグデータとインテリジェントモデルを活用して、金融業界は、積極的にデジタル技術の開発と応用に関与しています。各金融機関は次々と特定の革新基金を設立し、科学技術企業と戦略的協力を展開し、フィンテック子会社を設立するなど、持続的にフィンテックイノベーションを発展させています。新世代の先進的なインテリジェントテクノロジーは、実験室から業界の実践に迅速に転換しており、知能リスクコントロール、知能保険、知能研究、知能顧客サービス、知能コンプライアンスなどの各分野の科学技術応用の発展を促進しています。（英語、中国語のみ）

- > [全文はこちら](#)（英語）
- > [全文はこちら](#)（中国語）

2. 中国個人所得税法の改正と企業への影響

今回の税制改正では、旧来の所得水準や生活・社会様式を前提に制度設計されていた個人所得税法を現在の環境変化に合わせ制度改定することで、都市部における労働者世帯を中心とした人々の税負担を引き下げ、可処分所得を増加させることを通じて国内消費活動の活性化に寄与すると共に、高い技術と競争力を持った人材を中国に繋ぎ留め、より付加価値の高い産業を育成し経済成長の原動力とすることを意図している側面があるものと考えられます。

- 個人所得税法の改正は、多くの納税者にとって減税の効果をもたらす反面、計算方法等が複雑になっている。
- 外国籍個人に対して与えられている個人所得税の免税優遇措置について、2019年1月～2021年12月の3年間優遇措置の適用が延長されることとなった。同時に広州・深センなどのグレートベイエリア地域において、高度な技能を持つ外国籍個人に対する優遇措置の適用対象範囲が拡大された。
- 徴収管理体制の強化として、税務当局と金融監督機関など他政府機関との協力体制が取られることが法律上明文化され、また、納税情報が信用情報システムと連携することも規定された。税務当局が補足可能な情報が増加することが想定されることから、今まで以上に個人所得税の納税コンプライアンス状況に留意する必要がある。

> [全文はこちら](#) (日本語)

Contact us お問い合わせ先

GJP China Markets: gjpmarkets.china@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 2247](tel:+86(21)22122247) (日本語)